

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事   |
| (2) 件名    | 鷺後小学校エレベーター修繕  |
| (3) 場所    | 越谷市東大沢二丁目1番地1  |
| (4) 履行期限  | 令和2年4月27日から令和2年9月30日まで   |
| (5) 契約金額  | 6,930,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社日立ビルシステム   |
| (7) 受注者住所 | 東京都千代田区神田淡路町2-101  |
| (8) 概要    | 工事の概要：既設エレベーターの部品交換を行う。  |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由：本工事は、既設エレベーターの制御盤等を改修する修繕であり、エレベーターの構造及び機器等の故障に関する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、製造者である、「株式会社日立ビルシステム」と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 建築コンサルタント（登録有）   |
| (2) 件名    | 市役所第二庁舎及び第三庁舎改修工事等設計業務委託   |
| (3) 場所    | 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  |
| (4) 履行期間  | 令和2年5月13日から令和2年10月30日まで  |
| (5) 契約金額  | 15,950,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 越谷建築設計監理事業協同組合   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57   |
| (8) 概要    | <p>(委託概要)<br/>越谷市役所新庁舎建設に伴い、第二庁舎及び第三庁舎のレイアウト変更改修工事及び新本庁舎と第二庁舎間の仮設連絡通路建設工事に係る実施設計業務等を行う。</p> <p>(委託目的)<br/>本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。</p>   |
| (9) 理由    | <p>本業務は、「市役所第二庁舎及び第三庁舎改修工事、仮設連絡通路建設工事」の設計業務を委託するものである。改修工事に関しては、現在、建設中の新庁舎建設工事の計画通知が第二、第三庁舎を含めていることから、執務室などを形状変更することにより、計画通知の変更申請が生じる。責任の所在を明確にするために、新庁舎建設工事の計画通知に携わったものが申請をする必要がある。仮設連絡通路建設工事に関しては、新本庁舎と第二庁舎を接続するもので、通行だけでなく、新本庁舎から第二、第三庁舎への電気供給の経路にもなるため、新庁舎建設工事の内容及び第二、第三庁舎を熟知しているものが設計する必要がある。</p> <p>以上のことから、現在発注している「越谷市役所新庁舎建設工事監理業務委託」に密接に関わることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し「越谷市役所新庁舎建設工事監理業務委託」を受注した「梓設計・越谷建築設計監理事業協同組合設計共同体」の一員であり、第二、第三庁舎の調査を主に行っている「越谷建築設計監理事業協同組合」に特命随意契約とする。</p> |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | 桜井小学校外4校プールろ過機改修工事  |
| (3) 場所    | 越谷市大字大泊1, 140番地外  |
| (4) 履行期間  | 令和2年5月11日から令和2年10月30日まで   |
| (5) 契約金額  | 3,387,780円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 株式会社三進ろ過工業<br>東京営業所   |
| (7) 受注者住所 | 東京都豊島区巣鴨1-9-11  |
| (8) 概要    | 工事の概要：桜井小学校、東越谷小学校、大袋東小学校、弥栄小学校、宮本小学校のプールろ過機の改修工事を行う。   |
| (9) 理由    | <p>随意契約理由：本工事は、既存の設備等と密接不可分の関係にあることから、同一施工業者以外に工事を行わせた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結するものです。</p> <p>特命理由：本工事は、既存ろ過機の一部を工事するものであり、既存の設備等と密接不可分の関係にあることから、同一施工業者以外に工事を行わせた場合、設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるので、工事後のろ過機の機能維持と施工責任の所在を明確にするため、既存ろ過機メーカーである株式会社三進ろ過工業東京営業所を特命にて契約を締結するものです。</p> |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 排水路整備工事（2-2）  
(3) 場 所 越谷市新越谷二丁目地内  
(4) 履 行 期 間 令和2年5月11日から令和2年9月30日まで  
(5) 契 約 金 額 12,870,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社鈴木組  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市赤山町2-180

- (8) 概 要 施工延長L=105.1m  
土工 1式  
下層路盤A (t=300) A=68m<sup>2</sup>  
下層路盤B (t=200) A=14m<sup>2</sup>  
上層路盤A (t=100) A=111m<sup>2</sup>  
上層路盤B (t=200) A=14m<sup>2</sup>  
上層路盤C (t=300) A=29m<sup>2</sup>  
基層 (t=140) A=29m<sup>2</sup>  
表層A (t=50) A=29m<sup>2</sup>  
表層B (t=30) A=160m<sup>2</sup>  
表層C (t=50) A=81m<sup>2</sup>  
側溝工A L=13m  
側溝工B L=24m  
側溝工C L=14m  
区画線工 (W=150) L=58m

- (9) 理 由 本工事は、越谷市新越谷二丁目地内の平成31年度に発注し繰越工事で施工している排水路整備工事（31-12）の継続工事である。  
受注者による当該工事の施工の際、施工部から出羽掘接続部までの未施工区間全域において、構造物の劣化損傷及び損傷による土砂流出を確認した。構造物の損傷により、側道の沈下及び隣接家屋の倒壊が危惧され、下流部における未施工区間の緊急的な改修が必要であること、また、施工後の水路直上における段差及び不陸を解消するために水路改修と一体的な歩道部の舗装工が必要となることから、既存の調査内容を踏まえ、かつ、先行工事と連動して施工することにより早期改修が図れる当該工事の受注者である株式会社鈴木組と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随契契約を締結するものです。  
なお、既発注工事と一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費においてコストを削減できる。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気通信工事  
(2) 件 名 越谷第一ポンプ場遠方監視制御設備改修工事（雨水）  
(3) 場 所 越谷市南越谷三丁目23番地外2か所  
(4) 履 行 期 間 令和2年5月20日から令和3年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 63,030,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 三菱電機株式会社  
関越支社  
(7) 受注者住所 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2  
明治安田生命ビルLAタワー34F  
(8) 概 要 工事概要：越谷第一ポンプ場 遠方監視制御設備更新 一式  
越谷市役所 遠方監視制御設備更新 一式  
河川防災ステーション遠方監視制御設備更新 一式

- (9) 理 由 特命随意契約理由：  
更新対象となる遠方監視制御設備が監視しているポンプ場・排水機場は、台風や豪雨などの浸水被害の軽減を目的としている市民生活に係る重要な施設である。  
本工事では遠方監視制御設備の機能を維持したまま一部設備の更新を行うことから、製造業者以外では設備を更新することができない。そのため、当該設備の機能維持に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、製造業者である三菱電機株式会社関越支社と特命随意契約を締結するものである。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | 富士中学校外3校プールろ過機改修工事  |
| (3) 場所    | 越谷市新越谷一丁目85番地外  |
| (4) 履行期間  | 令和2年5月21日から令和2年10月30日まで   |
| (5) 契約金額  | 3,080,000円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 株式会社三進ろ過工業<br>東京営業所   |
| (7) 受注者住所 | 東京都豊島区巢鴨1-9-11  |
| (8) 概要    | 工事の概要：富士中学校、栄進中学校、武蔵野中学校、大袋中学校のプールろ過機の改修工事を行う。  |
| (9) 理由    | <p>随意契約理由：本工事は、既存の設備等と密接不可分の関係にあることから、同一施工業者以外に工事を行わせた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結するものです。</p> <p>特命理由：本工事は、既存ろ過機の一部を工事するものであり、既存の設備等と密接不可分の関係にあることから、同一施工業者以外に工事を行わせた場合、設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるので、工事後のろ過機の機能維持と施工責任の所在を明確にするため、既存ろ過機メーカーである株式会社三進ろ過工業東京営業所を特命にて契約を締結するものです。</p> |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 管工事   |
| (2) 件名    | 越谷市斎場空調設備改修工事   |
| (3) 場所    | 越谷市大字増林3989番地1  |
| (4) 履行期間  | 令和2年6月5日から令和3年1月29日まで   |
| (5) 契約金額  | 78,760,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社大林組<br>東京本店   |
| (7) 受注者住所 | 東京都港区港南2-15-2<br>インターシティB棟  |
| (8) 概要    | 工事の概要<br>下記系統の空調室外機を交換する。<br>ACP-K1~K6、ACP-K8~K11、ACP-K14~K16系統   |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由<br>本工事は、既存の空調室外機を交換するものです。斎場開場以来、既存の空調維持管理はPFI越谷広域斎場株式会社が行っていることから、施工後の機器の構造及び故障に対する責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、PFI越谷広域斎場株式会社の構成企業である、「株式会社大林組 東京本店」と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | 東越谷第一ポンプ場汚水ポンプ更新工事  |
| (3) 場所    | 越谷市東越谷二丁目13番地   |
| (4) 履行期間  | 令和2年6月11日から令和3年1月29日まで  |
| (5) 契約金額  | 19,800,000 円(税込み)   |
| (6) 受注者   | クボタ機工株式会社<br>東京支店   |
| (7) 受注者住所 | 東京都中央区日本橋本石町3-3-10  |
| (8) 概要    | 汚水ポンプ更新 2基  |
| (9) 理由    | 随契該当理由：下水道中継ポンプ場の汚水ポンプは、継続的に使用される設備であり、都市機能を維持するための必要な施設である。そのため、高品質な工事が可能な信頼のある業者と契約する必要があり、価格面の競争を主眼とした競争入札では、その確保が難しいため地方自治法施工令第167条2第1項第2号により随意契約とする。<br>特命の理由：汚水ポンプは継続的に使用されるため、高品質な修繕が可能な信頼のある業者と契約する必要があるため、当ポンプ製品の製造業者であるクボタ機工株式会社東京支店を契約の相手方とする。 |



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 下水道マンホール蓋交換工事（越谷第五処理分区）  
(3) 場 所 越谷市弥栄町四丁目地内  
(4) 履 行 期 間 令和2年6月12日から令和2年7月31日まで  
(5) 契 約 金 額 2,200,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 池中建設株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷7-31-3  
(8) 概 要 マンホール蓋交換 9箇所  
付帯工 1式  
(9) 理 由 【特命随意契約理由】  
本工事は、越谷・松伏水道企業団発注の舗装工事と一連で作業することにより、工期の短縮・円滑な施工・安全性を確保できるとともに、経費の合算によりコスト削減できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記の舗装工事の受注者である池中建設株式会社に特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事
- (2) 件 名 下水道築造工事（区12-5号線外1路線）
- (3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内
- (4) 履 行 期 間 令和2年6月29日から令和2年10月30日まで
- (5) 契 約 金 額 3,102,000 円(税込み)
- (6) 受 注 者 有限会社杉本土建
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市袋山2059-1
- (8) 概 要 路線延長 L=100.4m  
管体延長 L=98.3m  
Φ200 硬質塩化ビニル管 L=98.3m  
1号マンホール・・・1箇所  
0号マンホール・・・1箇所
- (9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区12-5号線外1路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費のコスト削減（設計額において）ができることから、当該工事の受注者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | 大沢ポンプ場汚水ポンプ修繕   |
| (3) 場所    | 越谷市東大沢四丁目31番地8  |
| (4) 履行期限  | 令和2年6月29日から令和2年12月25日まで   |
| (5) 契約金額  | 3,850,000円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 新明和アクアテクサービス株式会社<br>北関東センター   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市北区宮原町4-43-20  |
| (8) 概要    | 汚水ポンプ2台の交換調整  |
| (9) 理由    | 随意契約該当理由：下水道中継ポンプ場の汚水ポンプは、継続的に使用される設備であり、都市機能を維持するための重要な施設である。そのため、高品質な工事が可能な信頼のある業者と契約する必要があり、価格面の競争を主眼とした競争入札では、その確保が難しいため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。<br>特命の理由：汚水ポンプは継続的に使用されるため、高品質な修繕が可能な信頼のある業者と契約する必要があるため、当ポンプ製品の製造業者である新明和アクアテクサービス株式会社を契約の相手方とする。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）
- (2) 件 名 越谷市大沢地区センター・公民館改修工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市東大沢一丁目12番地1外
- (4) 履 行 期 間 令和2年6月12日から令和3年5月31日まで
- (5) 契 約 金 額 9,350,000 円(税込み)
- (6) 受 注 者 株式会社S u K A 建築設計事務所
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市千間台西2-6-12  
SKビル303
- (8) 概 要
- ・鉄筋コンクリート造4階建て、延床面積3,368.93㎡の用途変更に伴う改修工事の監理を委託する。（建築・電気・機械）
  - ・鉄骨造1階建て、延床面積102,00㎡の防災備蓄倉庫新築工事の監理を委託する。（建築・電気）
- 【委託の理由】  
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的な処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由
- 【特命随意契約理由】  
本業務は、今年度実施する「越谷市大沢地区センター・公民館改修工事」（以下、「本工事」）の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について、専門的な知識及び高度な技術等が求められます。  
本工事は、既存建物の用途変更に伴う改修とともに、駐車場の整備及び防災備蓄倉庫の新設となります。そのため、改修工事の設計内容を熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点や変更等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し、実施設計を行った「株式会社S u K A 建築設計事務所」を特命とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建設コンサルタント（登録無）  
(2) 件 名 増森排水機場補修工事設計業務委託
- (3) 場 所 越谷市大字増森地内
- (4) 履 行 期 間 令和2年6月22日から令和3年3月26日まで  
(5) 契 約 金 額 594,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 埼玉県土地改良事業団体連合会
- (7) 受注者住所 埼玉県熊谷市籠原南2-83
- (8) 概 要 業務の概要  
実施設計 一式、出来高設計 一式  
委託の理由  
本業務は、土地改良施設維持管理適正化事業に基づく工事を円滑に進めるにあたり、高度な専門的知識及び技術等を活用するため委託をするものです。
- (9) 理 由 本業務は、土地改良施設の改修工事における、設計業務を行うものであり、業務を行うには土地改良事業に関する専門的な知識や経験、実績が必要とされます。  
埼玉県土地改良事業団体連合会は土地改良法に基づき設立された法人であり、土地改良事業に特化していることから知識や経験、実績を活かし本市を含む会員に対して土地改良事業に関する技術指導を行っております。また、当団体は土地改良法第111条の4により営利を目的としないため、経費の削減が見込まれます。  
よって、本業務委託の受託者として埼玉県土地改良事業団体連合会が適任であると認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、特命随意契約とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 建設コンサルタント（登録無）   |
| (2) 件名    | 越谷市営住宅等長寿命化計画改定業務委託  |
| (3) 場所    | 越谷市内全域   |
| (4) 履行期間  | 令和2年6月23日から令和3年3月19日まで   |
| (5) 契約金額  | 2,970,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 埼玉県住宅供給公社  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区仲町3-12-10   |
| (8) 概要    | 本業務は、市が保有している市営住宅等の適切な維持管理を行うために、適切な点検、修繕、データ管理等を行い、市営住宅等の現状や、将来的な需要見通しを踏まえた各団地・住棟別の維持管理の方針を定めるものです。具体的な委託者の役割は、長寿命化に対する事業実施予定一覧を作成。長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を計画し、ライフサイクルコストの縮減等を旨とする計画策定業務です。業務遂行について、地域の状況や市営住宅等の入居状況に加え、近隣市の公営住宅等の状況を把握していることが重要であり、計画策定にあたり、市営住宅等の外装だけでなく、内装を確認することが必要である為、市営住宅等に入居中の方との調整が不可欠となります。業者選考によっては、一戸ごとに個別の折衝や説明等をする必要があり、また、内装確認のための入室許可等をとる必要もあり、莫大な時間と労力、それに伴う多くの人件費等が発生することが懸念されます。また、長寿命化対策を実施するうえで、市営住宅等の状況を詳細に把握したうえでの計画的な改修や維持管理、年次計画等が重要であり、専門知識や技術力を有する業者であることが必須条件となります。 |
| (9) 理由    | 随意契約理由：推薦業者は、本市を含めた13市の公営住宅管理代行を行っており、越谷市の市営住宅等の詳細な状況に加え、県内の公営住宅等（市営住宅と県営住宅）の514団地38,719戸数を把握しているのみならず、一般賃貸物件の管理やマンション管理事業等の多岐にわたる事業を展開しているため、専門的な知識や技術力を有し、様々な問題を多面的に対応することが出来ます。また、管理代行業務における、入居者等との調整においても、推薦業者であれば、市営住宅等を普段から管理していることから、本業務を適切に遂行できるのは、推薦業者のみとなります。更に、莫大な時間と労力を抑えることにより、委託費を抑えることが可能です。以上のことから、長寿命計画の策定業務を委託するうえで、より安価で、良い効果を得られると考えられることから、契約の相手方とするものです。   |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建設コンサルタント（登録有）  
(2) 件 名 （仮称）越谷市道の駅事業者ヒアリング等基礎調査業務委託
- (3) 場 所 越谷市全域
- (4) 履 行 期 間 令和2年6月26日から令和2年9月30日まで  
(5) 契 約 金 額 3,465,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社オリエンタルコンサルタンツ  
埼玉事務所  
(7) 受注者住所 埼玉県さいたま市中央区新中里4-14-1  
7
- (8) 概 要 事業者ヒアリング1式  
防災機能基礎調査1式  
本業務は、（仮称）越谷市道の駅基本計画素案および（仮称）越谷市道の駅事業化検討に基づき、本事業における民間活力導入範囲についてヒアリングを行うとともに、防災機能の基礎調査を実施し「（仮称）越谷市道の駅事業者ヒアリング等基礎調査業務」として取りまとめることを目的とするものです。取りまとめにあたっては、（仮称）越谷市道の駅基本計画素案ならびに（仮称）越谷市道の駅事業化検討の内容を熟知している必要があるため、道の駅に関する専門知識や技術、ノウハウを持った業者に委託するものです。
- (9) 理 由 本業務は、（仮称）越谷市道の駅基本計画素案作成業務委託ならびに（仮称）越谷市道の駅事業化検討業務委託において作成した基本計画および民間活力導入範囲等に基づき、道の駅の具現化に向けた事業者等の調査業務であり、基本構想策定から事業化検討に至る経過を踏まえた上で、より詳細な検討が必要となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該業務委託を受注し、業務内容に精通した株式会社オリエンタルコンサルタンツ埼玉事務所と特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 補償コンサルタント（登録有） 不動産鑑定  |
| (2) 件名    | 令和3年度固定資産評価の時点修正に関する業務委託  |
| (3) 場所    | 越谷市千間台東一丁目6番15外598箇所  |
| (4) 履行期間  | 令和2年6月26日から令和2年10月23日まで   |
| (5) 契約金額  | 7,808,075 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤4-1-1  |
| (8) 概要    | <p>固定資産（土地）については、令和3年度の評価替えにおいても、前回の評価替え同様に令和2年1月1日から令和2年7月1日までの間に標準宅地等の価額が下落したと認められる場合は、評価額に修正を加えることができる予定であります。（固定資産評価基準第1章第12節経過措置と同様の措置）。</p> <p>本業務は、令和3年度の土地の評価額の修正の可否を判断するにあたり、不動産鑑定士による鑑定評価を活用し、令和2年1月1日から令和2年7月1日までの本市における地価の下落状況を把握するため、標準宅地599地点の不動産鑑定評価を専門業者に委託するものです。</p>  |
| (9) 理由    | <p>随意契約理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約。<br/>標準宅地の時点修正率を求める鑑定評価には、越谷市の地域特性を十分に把握し、固定資産の鑑定評価について十分に精通している者を相手方にする必要があり、価格面を主眼とした競争入札ではその確保が難しいことから随意契約とするものです。</p> <p>特命理由：令和3年度標準宅地の鑑定評価を行った者が同一標準宅地の時点修正鑑定評価を行うことにより、より正確で適正な地価動向の把握が可能となり、かつ越谷市周辺市町との接点部及び埼玉県内の市町村の時点修正率の調整並びに不動産鑑定士間の情報交換を円滑に行うことが可能になるため、下記推薦業者を契約の相手方とするものです。</p> |



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 建具工事  |
| (2) 件名    | 消防本庁舎オーバースライディングドア劣化部品交換修繕  |
| (3) 場所    | 越谷市大沢二丁目10番15号  |
| (4) 履行期限  | 令和2年7月10日から令和2年9月30日まで  |
| (5) 契約金額  | 1,980,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 文化シャッター株式会社<br>越谷営業所  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市赤山本町11-1<br>K1ビル2階  |
| (8) 概要    | 消防本庁舎に設置しているオーバースライディングドアの劣化部品等の交換修繕を行う。  |
| (9) 理由    | 本工事は、消防本庁舎に設置しているオーバースライディングドアの劣化部品等の交換修繕であり、機器等の故障に関する責任の所在の明確化を図るために、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、機器メーカーであり保守管理業務を委託している文化シャッター株式会社と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | 十両堀排水機場No. 1雨水ポンプ修繕   |
| (3) 場所    | 越谷市弥栄町二丁目地内   |
| (4) 履行期限  | 令和2年7月20日から令和3年2月26日まで  |
| (5) 契約金額  | 16,280,000 円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 昱株式会社<br>北関東支店  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-9<br>ニッセイ大宮桜木町ビル   |
| (8) 概要    | 修繕概要：十両堀排水機場No. 1雨水ポンプ（φ350 15kW）のオーバーホール一式   |
| (9) 理由    | 特命随意契約該当理由：<br>本修繕は、老朽化した株式会社日立製作所が製造した雨水ポンプのオーバーホールである。ポンプ本体を分解し清掃・組立調整を行う際に、当該ポンプに精通している者以外に修繕させた場合、今後の運転に支障をきたす恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本ポンプの知識や現場の状況等に精通している製造メーカー特約店であり施工者である昱株式会社北関東支店と特命随意契約とするものである。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 電気工事  |
| (2) 件名    | 越谷コミュニティセンター積算電力計交換修繕   |
| (3) 場所    | 越谷市南越谷一丁目2, 876番地1  |
| (4) 履行期限  | 令和2年7月29日から令和3年2月26日まで  |
| (5) 契約金額  | 4,730,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 東武ビルマネジメント株式会社  |
| (7) 受注者住所 | 東京都墨田区押上2-12-7  |
| (8) 概要    | 積算電力計15台検定失効の為、交換を行う。（計量法に基づく）  |
| (9) 理由    | 本修繕は、既設積算電力計（15台）の撤去・新設を行うもので、停電を伴う夜間工事が必須となることから、夜間停電時における15系統の施設利用者側の状況の把握及び調整が必要となること、修繕後における施設管理上の責任区分を明確にする点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により施設の維持管理業務を継続して行っている「東武ビルマネジメント株式会社」と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 建設コンサルタント（登録有）   |
| (2) 件名    | （仮称）越谷市立地域スポーツセンター整備アドバイザー業務委託   |
| (3) 場所    | 越谷市大沢二丁目10番21号外  |
| (4) 履行期間  | 令和2年7月6日から令和3年10月29日まで   |
| (5) 契約金額  | 24,992,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社建設技術研究所<br>関東事務所   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区上木崎1-14-6   |
| (8) 概要    | 【委託概要】本業務は、（仮称）越谷市立地域スポーツセンター整備に係る基本計画等検討業務委託を通じて検討したPPP手法の事業スキームにより実施するにあたり、本事業を実施する民間事業者の募集・選定・契約締結の手続きに係る業務及びその関連業務の支援を委託するものです。<br>【委託目的】本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため、委託するものです。   |
| (9) 理由    | 【特命理由】本業務は、（仮称）越谷市立地域スポーツセンター整備に係る基本計画等検討業務委託において作成した基本計画に基づき、本事業を実施する民間事業者の募集・選定・契約締結の手続きに係る業務等の支援を行う業務であり、基本計画の作成に至る検討経過を踏まえたうえで、本市の意向を実現できる民間事業者提案を引き出す必要があります。そのためには、当該基本計画等検討業務を通じて蓄積されてきた本事業に関する知見や民間事業者へのサウンディング調査により得られた情報を引き続き蓄積し、募集条件や選定条件に正確に反映させなければ本事業を実現できないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該基本計画を受注し、業務内容に精通した株式会社建設技術研究所関東事務所と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 橋梁耐震整備工事（間久里新田橋）その2  
(3) 場 所 越谷市大字下間久里地内  
(4) 履 行 期 間 令和2年8月6日から令和3年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 125,950,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社鈴木組  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市赤山町2-180  
(8) 概 要 間久里新田橋 橋長L=48.2m、幅員W=10.8m  
仮橋工 1式  
仮締切工 1式  
作業ヤード工 1式  
(9) 理 由 本工事は、既設工事である橋梁耐震整備工事（間久里新田橋）に関連した工事であり、一体性及び工期の短縮・安全性・円滑かつ適正な施工を確保する上で有利と認められ、経費の合算によりコスト削減が図られることから、橋梁耐震整備工事（間久里新田橋）の受注者である株式会社鈴木組と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 管工事  |
| (2) 件名    | 越谷市立蒲生南小学校トイレ改修工事  |
| (3) 場所    | 越谷市南町一丁目8番1号   |
| (4) 履行期間  | 令和2年8月7日から令和3年3月26日まで  |
| (5) 契約金額  | 22,348,700円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 株式会社カネクラ   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市蒲生愛宕町11-34   |
| (8) 概要    | 蒲生南小学校のトイレ改修工事を行う。<br>和便器から洋便器に改修する。<br>改修便器数 27組  |
| (9) 理由    | 執行方法：地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による<br>随意契約理由：本案件は、過去2回の入札を実施しましたが、入札に付し落札者がなかったため不調となったものです。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約にて執行いたします。なお、本案件の直近の入札において応札があった業者の見積合わせ（2者）とするものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 下水道築造工事（区6-137号線外1路線）  
(3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内  
(4) 履 行 期 間 令和2年8月11日から令和2年10月30日まで  
(5) 契 約 金 額 1,804,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 矢島建設株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市袋山1959  
(8) 概 要 路線延長 L=44.3m  
管体延長 L=42.9m  
Φ200 硬質塩化ビニル管 L=42.9m  
組立1号マンホール・・・2箇所  
取付け管及び柵・・・4箇所  
(9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区10.5-5号線外5路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費においてコスト削減できることから（設計額）、当該工事の受注者である矢島建設株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事   |
| (2) 件名    | 中央市民会館劇場舞台吊物修繕   |
| (3) 場所    | 越谷市越ヶ谷四丁目1番1号  |
| (4) 履行期限  | 令和2年8月20日から令和3年3月15日まで   |
| (5) 契約金額  | 3,597,000 円(税込み)   |
| (6) 受注者   | サンセイ株式会社<br>東京支社   |
| (7) 受注者住所 | 東京都千代田区飯田橋4-7-10   |
| (8) 概要    | 劇場舞台の天井反射板ワイヤーロープ等部品の取替を行う。  |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由：本修繕は、劇場舞台設備の部品交換であり、機器等の故障に関する責任の所在の明確化を図るために、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により当該施設の劇場舞台吊物機構保守管理業者であるサンセイ株式会社東京支社に特命随意契約を締結するものです。 |



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | エレベーター機能維持修繕（桜井地区センター外2か所）  |
| (3) 場所    | 越谷市大字下間久里792番地1外  |
| (4) 履行期限  | 令和2年8月21日から令和3年2月26日まで  |
| (5) 契約金額  | 2,583,955 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社日立ビルシステム  |
| (7) 受注者住所 | 東京都千代田区神田淡路町2-101   |
| (8) 概要    | 桜井、荻島、南越谷地区センターの乗用エレベーターの機能維持に係る消耗部品等の交換及び修繕を行う。  |
| (9) 理由    | 【特命随意契約理由】<br>本修繕は桜井、荻島、南越谷地区センターのエレベーターの経年劣化による部品の交換修繕を行うものですが、修繕後の昇降機機能維持に関する責任の所在を明確にすることが必要となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、各センター内の昇降機を維持管理している株式会社日立ビルシステムと特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事                    |
| (2) 件名    | 脱臭設備修繕（恩間ポンプ場・レイクタウン第一ポンプ場） |
| (3) 場所    | 越谷市大字恩間614番地1外1か所           |
| (4) 履行期限  | 令和2年8月21日から令和2年12月25日まで     |
| (5) 契約金額  | 3,960,000円(税込み)             |
| (6) 受注者   | 荏原実業株式会社<br>関東支社            |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-1-4          |
| (8) 概要    | 脱臭剤交換修繕 一式                  |

- |        |   |
|--------|---|
| (9) 理由 | <p>随意契約該当理由<br/>脱臭設備は、汚水ポンプ同様に継続的に使用される設備であり、都市機能を維持するための重要な設備である。<br/>そのため、高品質な修繕が可能な信頼のおける業者と契約する必要があり、価格面の競争を主眼とした競争入札では、その確保が難しいため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。</p> <p>特命の理由<br/>脱臭設備は、継続的に利用されるために信頼のおける業者と契約する必要がある。<br/>また、責任の所在を明確にするために当製品のメーカーであり、施工者である荏原実業株式会社関東支社を契約の相手方とする。</p> |
|--------|---|

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 建設コンサルタント（登録有） 都市計画及び地方計画部門   |
| (2) 件名    | 越谷市公共建築物状況調査業務委託（蒲生地区センター・公民館外8ヶ所）  |
| (3) 場所    | 越谷市登戸町33番16号外8ヶ所  |
| (4) 履行期間  | 令和2年8月28日から令和3年1月25日まで  |
| (5) 契約金額  | 4,180,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社大輝<br>埼玉支店  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市岩槻区本町5-4-3  |
| (8) 概要    | 市所有の公共建築物の状況を調査し、長寿命化の適否を判断するための参考資料とする。また、この調査結果を個別施設計画策定の参考資料とする。<br>本業務は、専門の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られる業務であるため委託するものです。  |
| (9) 理由    | 本業務は、既に契約している越谷市公共建築物状況調査業務委託と同様の視点での調査及び調査結果に基づく公共建築物の寿命の分析が必要です。また、一連で作業することにより、業務期間の短縮を図ることができ、さらに諸経費の削減ができることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記業務委託の落札業者である株式会社大輝埼玉支店と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 電気工事  |
| (2) 件名    | 塚田ポンプ場直流電源盤蓄電池修繕  |
| (3) 場所    | 越谷市大字上間久里214-5  |
| (4) 履行期限  | 令和2年9月2日から令和3年1月29日まで   |
| (5) 契約金額  | 3,966,600円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 株式会社大久保電気   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市袋山1554-3  |
| (8) 概要    | 塚田ポンプ場直流電源盤蓄電池（MSEX-100-6×18個 54セル）交換 一式  |
| (9) 理由    | 随意契約該当理由：<br>本修繕は、令和2年7月29日に発生した蓄電池破損により、塚田ポンプ場の直流電源装置が機能不全となっている。この装置は、ポンプ場内全ての機器に対し、重要な機能を有しており、このままでは、台風等の大雨時に雨水ポンプの稼働が出来ないため市民生活へ重大な影響を生じる恐れがあることから、緊急を要する修繕をするものである。このことから、競争入札に付する時間的余裕がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、随意契約するものである。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 下水道築造工事（袋山恩間線）  
(3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内  
(4) 履 行 期 間 令和2年9月16日から令和2年12月25日まで  
(5) 契 約 金 額 4,290,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 太陽建設工業株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市谷中町4-143  
(8) 概 要 路線延長 L=123.4m  
管体延長 L=120.7m  
硬質塩化ビニル管φ200 L=120.7m  
0号マンホール 3箇所  
取付管およびます 9箇所  
(9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（袋山恩間線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費においてコストを削減できることから、当該工事の受注者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |                            |
|-----------|----------------------------|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事                   |
| (2) 件名    | 間久里ポンプ場除塵機修繕               |
| (3) 場所    | 越谷市千間台東三丁目33番地1            |
| (4) 履行期限  | 令和2年9月18日から令和3年1月29日まで     |
| (5) 契約金額  | 4,400,000円(税込み)            |
| (6) 受注者   | 株式会社前澤エンジニアリングサービス<br>関東支店 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県川口市仲町5-1-1              |
| (8) 概要    | No.1・2除塵機のオーバーホール一式        |

- |        |   |
|--------|---|
| (9) 理由 | <p>随意契約該当理由：下水道中継ポンプ場の除塵機は、継続的に使用される設備であり、都市機能を維持するための重要な施設である。そのため、高品質な工事が可能な信頼のある業者と契約する必要があり、価格面での競争を主眼とした競争入札では、その確保が難しいため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。</p> <p>特命の理由：除塵機は継続的に使用されるため、高品質な修繕が可能な信頼のある業者と契約する必要があるため、当除塵機の製造業者である株式会社前澤エンジニアリングサービスを契約の相手方とする。</p> |
|--------|---|

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 電気通信工事   |
| (2) 件名    | 防災設備移設工事   |
| (3) 場所    | 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  |
| (4) 履行期間  | 令和2年9月30日から令和3年6月30日まで   |
| (5) 契約金額  | 43,890,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 日本電気株式会社<br>関東甲信越支社  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-1<br>7シーノ大宮サウスウイング8階  |
| (8) 概要    | 新庁舎への引越しに伴う、防災設備の移設工事<br>埼玉県防災行政無線設備（地上系・衛星系）<br>震度情報ネットワーク設備<br>市防災行政無線デジタル移動系設備  |
| (9) 理由    | 本工事は、新庁舎建設に伴い、埼玉県防災行政無線設備（地上系・衛星系）、震度情報ネットワーク設備及び市防災行政無線デジタル移動系設備の移設、機器調整を行うものです。<br>移設するシステム等が「越谷市固定系デジタル防災行政無線整備工事」と密接な関係性があること、移設後の機能維持と施工責任の所在を明確にする必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、上記工事かつ上記システムの保守管理業務委託の受注者である「日本電気株式会社関東甲信越支社」と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 排水路整備工事（2-4）  
(3) 場 所 越谷市新越谷二丁目地内  
(4) 履 行 期 間 令和2年10月14日から令和2年11月30日まで  
(5) 契 約 金 額 3,960,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社鈴木組  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市赤山町2-180  
(8) 概 要 L=111.6m W=6.8~7.6m  
路面切削（t=50）・・・792m<sup>2</sup>  
表層（t=50）・・・792m<sup>2</sup>  
区画線・・・1式  
(9) 理 由 本工事は、越谷市新越谷二丁目地内の令和2年度に発注を行い、現在施工している排水路整備工事（2-2）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費においてコスト削減が図られるため、当該工事の受注者である株式会社鈴木組と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 清掃施設工事  |
| (2) 件名    | リサイクルプラザ資源化施設粗破砕機カッタ刃他交換修繕  |
| (3) 場所    | 越谷市大字砂原355番地  |
| (4) 履行期限  | 令和2年10月23日から令和3年3月15日まで   |
| (5) 契約金額  | 31,280,700円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 新明和工業株式会社<br>産機システム事業部環境システム本部営業部   |
| (7) 受注者住所 | 東京都台東区東上野5-16-5   |
| (8) 概要    | 1、粗破砕機カッタ刃等交換<br>・2フックカッタ18個交換<br>・5フックカッタ18個交換<br>・カッタスペーサ36個交換等<br>2、破砕物磁選機よろい付きベルト等交換<br>3、不燃残さ搬送コンベヤキャリアローラ交換<br>4、細破砕機小型コンプレッサー交換  |
| (9) 理由    | 特命随意契約該当理由<br>当業務は、特殊な機器の維持管理及び運転を熟知し、故障等の場合に迅速に対応できる信頼のある業者と契約する必要があります。また、機器の保守・修繕等に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定より、プラント設計施工メーカーである新明和工業株式会社産機システム事業部環境システム本部営業部を相手方として1者特命とします。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 管工事   |
| (2) 件名    | 中央市民会館集会室等空調機更新工事   |
| (3) 場所    | 越谷市越ヶ谷四丁目1番1号   |
| (4) 履行期間  | 令和2年10月23日から令和3年1月29日まで   |
| (5) 契約金額  | 5,557,200 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社カネクラ  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市蒲生愛宕町11-34  |
| (8) 概要    | ・空調機を更新する。<br>集会室：1組、音楽室：1組、劇場調整室：1組  |
| (9) 理由    | 特命随意契約の理由本案件は、一般競争入札にて再度入札を実施しましたが、予定価格以内の応札者が無く、落札者の決定にいたりませんでした。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約にて執行いたします。<br>なお、本案件は2回目に唯一応札した株式会社カネクラと特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 管工事
- (2) 件 名 中央市民会館空冷チラーユニット等更新工事
- (3) 場 所 越谷市越ヶ谷四丁目1番1号
- (4) 履 行 期 間 令和2年10月29日から令和3年3月19日まで
- (5) 契 約 金 額 64,900,000 円(税込み)
- (6) 受 注 者 三菱電機ビルテクノサービス株式会社  
関越支社
- (7) 受注者住所 埼玉県さいたま市大宮区仲町1-110
- (8) 概 要 空冷チラーユニット2台、ホワイエ室内機1台を更新する。  
機器の更新に伴い、機器廻りの配管・配線工事等も併せて行う。  
  
更新対象チラーユニット：HPC-1-3系統  
更新対象チラーユニット：ITC-1系統  
更新対象室内機：AHC-8系統
- (9) 理 由 特命随意契約理由：本件は、既存空調設備の熱源機器の老朽化に伴い、予防保全の観点から既設熱源機器4台のうちの2台を更新（うち2台は昨年度までに更新済み。）するものであり、既設熱源機器を併用しながらの、複数年による分割工事として計画していた工事となります。そのため、新旧熱源機器の融合が重要な工事であります。  
今回は、工場にて組立（完成）されたチラーユニットを現場に納入し、現場で分解、複数回に分けてクレーンで搬入を行い、搬入しながら再組立する工事となることから、チラーユニットの分解、再組立作業については、メーカー保証の中で三菱電機ビルテクノサービス会社のみが可能な作業であること、また、迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当する上記業者に特命とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 測量（登録有）  |
| (2) 件名    | 3級基準点検測量業務委託   |
| (3) 場所    | 越谷市西大袋土地区画整理事業地内   |
| (4) 履行期間  | 令和2年10月20日から令和3年3月15日まで  |
| (5) 契約金額  | 3,520,000 円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 東日本総合計画株式会社<br>越谷営業所   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-12-25   |
| (8) 概要    | 3級基準点測量（点検測量） 35点<br>西大袋土地区画整理事業地内における境界杭の設置に必要な3級基準点の精度を維持するため、3級基準点の点検を行うものです。本業務を遂行するにあたり、専門的知識・経験を有する者が専門の機材等を使用し行われなければならないため、業務に対応できる事業者へ委託するものです。   |
| (9) 理由    | 西大袋土地区画整理事業地内の測量業務委託（単価契約）及び平成30年度における3級基準点検測量業務委託を請け負った東日本総合計画株式会社越谷営業所と特命随意契約を締結することにより、業務の一連性が図れる他、地区内を熟知していることから期間の短縮が図れること、他の契約の直接費を合算し委託設計における諸経費率を算出することにより、設計額において経費節減が図られることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により特命随意契約により実施したい。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築一式工事  
(2) 件 名 市役所新本庁舎第二庁舎間仮設連絡通路設置工事  
(3) 場 所 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号外  
(4) 履 行 期 間 令和2年11月5日から令和3年3月26日まで  
(5) 契 約 金 額 69,850,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 清水・高元・豊田特定建設工事共同企業体  
(代)清水建設株式会社 関東支店  
(7) 受注者住所 埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2  
(8) 概 要
- ・新本庁舎から第二庁舎間の仮設連絡通路建設工事を行う。
  - ・鉄骨造平屋建て、床面積172.42㎡
  - ・第二庁舎接続部の改修工事を行う。

- (9) 理 由
- 本工事は、現在、工事中の越谷市役所新庁舎建設工事の新本庁舎と第二庁舎をつなぐ渡り廊下を建設する工事である。新庁舎建設工事と同一時期の工事であり、新庁舎建設工事現場内での工事になることや、工事中の搬入出経路が同一化するなど密接な関係性がある。そのことから施設利用者や敷地周辺の安全確保に関する責任の所在を明確にする必要がある。
- また、新本庁舎との接続部の工事は、越谷市役所新庁舎建設工事と重複する部分があることから、新庁舎建設工事と密接に関係し、内容を熟知しているものが本工事を施工する必要があり、施工に係る責任の所在を明確にする必要がある。
- これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、越谷市役所新庁舎建設工事（建築）の受注者である、清水・高元・豊田特定建設工事共同企業体と特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 土木一式工事  |
| (2) 件名    | 公共下水道人孔浮上防止対策工事その2  |
| (3) 場所    | 越谷市南越谷一丁目地内外  |
| (4) 履行期間  | 令和2年11月5日から令和3年3月12日まで  |
| (5) 契約金額  | 7,370,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 環境技建株式会社  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市宮本町4-55-1   |
| (8) 概要    | マンホール浮上防止対策 18箇所<br>消散弁取付 49箇所<br>消散弁取付装置設置・撤去 18回  |
| (9) 理由    | 【特命随意契約理由】<br>本案件は、過去2回の入札を実施しましたが、入札に付し落札者がなかったため中止となったものです。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約にて執行いたします。<br>なお、本案件は、市内業者を対象に対応を確認したところ、環境技建株式会社を受注意欲があることを確認できたため、当該業者と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 盛土整地工事（116街区）  
(3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内  
(4) 履 行 期 間 令和2年11月6日から令和2年12月25日まで  
(5) 契 約 金 額 3,905,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 太陽建設工業株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市谷中町4-143  
(8) 概 要 敷地造成工  $A=938.7\text{m}^2$   
掘削  $V=95\text{m}^3$   
購入土盛土  $V=245\text{m}^3$   
流用土盛土  $V=174\text{m}^3$   
土砂等運搬  $V=95\text{m}^3$   
(9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（袋山恩間線）及び下水道築造工事（袋山恩間線）と施工箇所が近接しているため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より現場管理費及び一般管理費を削減できることから、当該工事の受注者である太陽建設工業株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 建設コンサルタント（登録有） 河川、砂防及び海岸部門  |
| (2) 件名    | 準用河川平新川流域整備計画策定業務委託   |
| (3) 場所    | 越谷市大字大杉地内外  |
| (4) 履行期間  | 令和2年11月11日から令和3年3月26日まで   |
| (5) 契約金額  | 4,884,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社東京建設コンサルタント<br>埼玉事務所  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区東町1-36-1<br>トーケン大宮ビル   |
| (8) 概要    | 本委託業務は、平新川流域の浸水被害を軽減するために新方川と平新川の合流部に調整池を設置するための基本設計業務であり、高度な専門知識と技術を要するため委託するものです。<br>流域整備計画策定・・・1式  |
| (9) 理由    | 本業務は、越谷市が管理する平新川の流域特性を把握した上での業務であり、上記業務を行うためには、平成29年度に実施した「平新川改修計画策定業務委託」と密接な関係があり、その結果から得られた流出氾濫解析モデルを反映させ整合性を持たせる必要があるほか、池の設置に伴う浸水軽減効果を現在業務委託している「内水ハザードマップ作成支援業務委託」を利用することにより経費を削減することができます。<br>このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、当該業務を受注し業務内容に精通した株式会社東京建設コンサルタントと特命随意契約を締結するものです。 |



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 舗装工事  
(2) 件 名 道路補修工事（市道50418号線外2路線）  
(3) 場 所 越谷市北越谷二丁目地内外  
(4) 履 行 期 間 令和2年12月4日から令和3年3月22日まで  
(5) 契 約 金 額 6,215,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 株式会社鈴木組  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市赤山町2-180

- (8) 概 要
- |        |  |
|--------|--|
| 施工延長   | L=122.1m, W=0.9~12.0m  |
| 道路土工   | 一式   |
| 舗装工    | 下層路盤 (t=300mm) A=188m <sup>2</sup><br>上層路盤 (t=100mm) A=188m <sup>2</sup><br>不陸整正 (t=30mm) A=312m <sup>2</sup><br>表層 (t=50mm) A=501m <sup>2</sup> |
| 排水構造物工 | 側溝工 (U300) L=18.00m<br>側溝蓋 (U300) L=18.00m<br>側溝蓋 (JIS U240) L=26.50m<br>集水樹 (U300用) N=1基<br>横断暗渠 (200×200) L=5.00m                              |
| 構造物撤去工 | コンクリート構造物撤去 V=0.7m <sup>3</sup>  |
| 区画線工   | 溶融式区画線一式   |
| 付帯工    | 一式   |

- (9) 理 由
- 【随意契約理由】  
本案件は、過去2回の入札を実施しましたが、入札に付し落札者がなかったため中止となったものです。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）。の規定により随意契約にて執行いたします。  
なお、本案件は、市内業者を対象に対応を確認したところ、受注意欲があることを確認できたため、随意契約による執行とするものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 清掃施設工事  |
| (2) 件名    | リサイクルプラザ資源化施設不燃ごみ・不燃性粗大ごみ供給コンベヤ他交換修繕  |
| (3) 場所    | 越谷市大字砂原355番地  |
| (4) 履行期限  | 令和2年12月10日から令和3年3月15日まで   |
| (5) 契約金額  | 15,620,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 新明和工業株式会社<br>産機システム事業部環境システム本部営業部   |
| (7) 受注者住所 | 東京都台東区東上野5-16-5   |
| (8) 概要    | 1、粗破砕物搬送コンベヤ修繕<br>・コンベヤチェーン及び上部変角レール材等の交換<br><br>2、不燃ごみ・不燃性粗大ごみ供給コンベヤ修繕<br>・エプロンパン及びコンベヤチェーン等の交換  |
| (9) 理由    | 特命随意契約該当理由<br>当業務は、特殊な機器の維持管理及び運転を熟知し、故障等の場合に迅速に対応できる信頼のある業者と契約する必要があります。また、機器の保守・修繕等に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定より、プラント設計施工メーカーである新明和工業株式会社産機システム事業部環境システム本部営業部を相手方として1者特命とします。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事   |
| (2) 件名    | 大袋駅自由通路内西口エスカレーター修繕  |
| (3) 場所    | 越谷市大字袋山地内  |
| (4) 履行期限  | 令和2年12月10日から令和3年3月25日まで  |
| (5) 契約金額  | 7,867,970 円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 三菱電機ビルテクノサービス株式会社<br>関越支社  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区仲町1-110   |
| (8) 概要    | 修繕概要：エスカレーター設備機能維持のため修繕を行う。  |
| (9) 理由    | 特命随意契約理由：<br>本修繕は既設エスカレーターの手摺及び踏段の円滑な稼働を継続させるために修繕するものであり、当該エスカレーターに精通している者以外に修繕させた場合、今後の運転に支障をきたす恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、構造及び機器等の知識や現場の状況等に精通している製造メーカーの三菱電機ビルテクノサービス株式会社に特命随意契約するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 街路築造工事（区6-94号線）  
(3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内  
(4) 履 行 期 間 令和2年12月14日から令和3年3月15日まで  
(5) 契 約 金 額 2,255,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 太陽建設工業株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市谷中町4-143  
(8) 概 要 L=26.0m W=1.2~6.0m  
排水構造物工：U型側溝（300×300）車道用4.0m  
U型側溝（400×400）車道用12.0m  
横断暗渠（□300×300）10.0m、集水柵1箇所  
地盤改良工：路床置換A10m<sup>3</sup>、路床置換B5m<sup>2</sup>  
舗 装 工：上層路盤（t=60）26m<sup>2</sup>  
(9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（袋山恩間線）、下水道築造工事（袋山恩間線）及び盛土整地工事（116街区）と施工箇所が近接しているため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より現場管理費及び一般管理費においてコストの削減ができることから、当該工事の受注者である太陽建設工業株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 電気工事   |
| (2) 件名    | 市役所新本庁舎建設に伴う電算システム配線改修工事   |
| (3) 場所    | 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  |
| (4) 履行期間  | 令和2年12月18日から令和3年8月31日まで  |
| (5) 契約金額  | 67,100,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 八洲・昭電特定建設工事共同企業体<br>代株式会社八洲電業社 川口支店  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県川口市中青木5-11-2  |
| (8) 概要    | ・各課システム移設に伴う改修工事<br>・情報システムインフラ引込み   |
| (9) 理由    | <p>本工事は、現在、工事中の越谷市役所新庁舎建設工事の新本庁舎内に市役所各課の情報システムを引込み、移設する工事である。新庁舎建設工事と同一時期の工事であり、新庁舎建設工事現場内での工事になり、搬入経路が同一化するなど密接な関係性があることや、引込み先が越谷市役所新庁舎建設工事と重複するため、建物内容を熟知しているものが本工事を施工する必要があり、施工に係る責任の所在を明確にする必要がある。</p> <p>これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、越谷市役所新庁舎建設工事の受注者である、八洲・昭電特定建設工事共同企業体と特命随意契約を締結するものです。</p> |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事
- (2) 件 名 下水道築造工事（区6-109号線外1路線）
- (3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内
- (4) 履 行 期 間 令和2年12月18日から令和3年3月12日まで
- (5) 契 約 金 額 2,706,000 円(税込み)
- (6) 受 注 者 有限会社林建設工業
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市神明町1-80-18
- (8) 概 要 路線延長 L=67.8m  
管体延長 L=66.0m  
Φ200 硬質塩化ビニル管 L=66.0m  
1号マンホール・・・2箇所
- (9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-109号線外2路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等においてコストの削減ができることから、当該工事の受注者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 舗装工事   |
| (2) 件名    | 道路補修工事（市道50098号線）  |
| (3) 場所    | 越谷市赤山町二丁目地内  |
| (4) 履行期間  | 令和2年12月24日から令和3年3月26日まで  |
| (5) 契約金額  | 2,145,000 円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 株式会社鈴木組  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市赤山町2-180   |
| (8) 概要    | L=76.5m W=3.0~6.0m<br>舗装工：表層（t=50）322㎡<br>区画線工：1式  |
| (9) 理由    | 本案件は、過去2回の入札を実施しましたが、入札に付し落札者がいなかったため中止となったものです。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により、随意契約にて執行いたします。<br>なお、本案件は、市内業者を対象に対応を確認したところ、受注意欲があることを確認できたため、随意契約による執行とするものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 かんがい排水整備工事（2-6）  
(3) 場 所 越谷市大字大里地内  
(4) 履 行 期 間 令和2年12月28日から令和3年3月26日まで  
(5) 契 約 金 額 9,130,000 円（税込み）  
(6) 受 注 者 中村土建株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市蒲生3-2-24  
(8) 概 要 整備延長 L=89.2m  
土工 一式  
河床コンクリート工 L=89.2m  
転落防止柵撤去・再設置工 一式  
仮設工 一式  
(9) 理 由 【随意契約の理由】  
一般競争入札に2回かけましたが、いずれも不調になったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約で執行するものです。



## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 電気工事  |
| (2) 件名    | 赤山交流館外6施設建築設備修繕   |
| (3) 場所    | 越谷市赤山町三丁目128番地1外  |
| (4) 履行期限  | 令和2年12月28日から令和3年3月19日まで   |
| (5) 契約金額  | 1,337,600円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 株式会社高橋電工  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市西新井620-1  |
| (8) 概要    | 赤山・大沢北・蒲生・南部・大袋北・桜井・南越谷の各交流館における非常用照明設備、換気設備の不良箇所等について修繕を行う。  |
| (9) 理由    | 随意契約理由<br>本案件は、過去2回の入札を実施しましたが、入札に付し落札者がなかったため不調となったものです。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約にて執行いたします。<br>なお、本案件の入札において応札があった業者の見積合わせ（5者）とするものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 建設コンサルタント（登録有）  |
| (2) 件名    | 施工計画及び移転計画作成業務委託  |
| (3) 場所    | 越谷市西大袋土地区画整理事業地内  |
| (4) 履行期間  | 令和2年12月21日から令和3年3月26日まで   |
| (5) 契約金額  | 3,367,100 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 東日本総合計画株式会社<br>越谷営業所  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-12-25  |
| (8) 概要    | 施工計画作成業務 1式<br>移転計画作成業務 1式<br>本業務は、西大袋土地区画整理事業地内の道路整備工程等を明確にするため、前提条件となる施工計画及び移転計画を作成するもので、専門的知識及び技術が必要となることから委託するものです。   |
| (9) 理由    | 本業務は、平成28年度に実施した西大袋土地区画整理事業移転計画検討業務、平成29年度に実施した移転計画作成業務及び平成30年度に実施した実施計画変更業務と関連しており、令和10年度の事業概成に向けた変更計画書等と整合を図りながら、施工計画や移転計画の具体的な手順の検討を行います。<br>西大袋土地区画整理事業では、東日本総合計画株式会社が既に事業計画・実施計画及び換地計画を立案するなど事業の全体について精通しており、既存の計画との整合を図るうえで必須である、成果品には含まれない建物等不動産、仮換地、境界座標及び使用収益開始などに関する情報を所有しているため、本設計業務を適正に遂行できる事業者が下記の推薦業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 機械器具設置工事  |
| (2) 件名    | 一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設中和槽攪拌機交換修繕   |
| (3) 場所    | 越谷市大字砂原146番地1   |
| (4) 履行期限  | 令和3年1月4日から令和3年3月15日まで   |
| (5) 契約金額  | 1,386,000円(税込み)   |
| (6) 受注者   | 株式会社神鋼環境ソリューション<br>東京支社   |
| (7) 受注者住所 | 東京都品川区西品川1-1-1  |
| (8) 概要    | 一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設の攪拌機及びその架台等の交換。  |
| (9) 理由    | 自治令第167条の2第1項第2号<br>理由：本修繕は、浸出水処理施設の攪拌機及びその架台等の交換であり、機器等の故障等に関する責任の所在の明確化を図るために、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、水処理施設の設計・施工業者であり、かつ保守管理業者である株式会社神鋼環境ソリューション東京支社に、特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事  
(2) 件 名 農園団地造成工事（その2）  
(3) 場 所 越谷市増森二丁目地内  
(4) 履 行 期 間 令和3年1月26日から令和3年3月25日まで  
(5) 契 約 金 額 5,280,000 円(税込み)  
(6) 受 注 者 飯山建鉄株式会社  
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市平方1871-3  
(8) 概 要 盛土整地 V=3,900m<sup>3</sup>  
法面整形工 A=370m<sup>2</sup>  
パイプライン撤去工 3箇所  
土砂運搬工 V=300m<sup>3</sup>  
(9) 理 由 執行方法：地方自治法施行令第167条の2第1項第6号  
理 由：本工事は、既設工事である農園団地造成工事の追加工事となっており同一の作業範囲で継続して盛土整地工事を行う内容となっております。一連で作業することにより、工期の短縮・円滑な施工・安全性を確保できるとともに、コスト削減できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記既設工事の落札業者である飯山建鉄株式会社と特命随意契約を締結するものです。

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 種別    | 建築一式工事   |
| (2) 件名    | 越谷市立あだたら高原少年自然の家解体工事   |
| (3) 場所    | 福島県二本松市大字永田字長坂国有林14林班み2小班  |
| (4) 履行期間  | 令和3年3月19日から令和3年12月24日まで  |
| (5) 契約金額  | 348,700,000円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 越谷建設推進協同組合   |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市登戸町2-5   |
| (8) 概要    | あだたら高原少年自然の家の解体工事を行う。（付属施設及び外構含む）<br>（鉄筋コンクリート造、地上2階、地下2階、延べ床面積4,598.12㎡）  |
| (9) 理由    | 本工事は、施設の廃止が決定された越谷市立あだたら高原少年自然の家及び付属施設等の解体を行うものです<br>工事場所は福島県二本松市であり、越谷市から遠方で規模も大きく、市内での施工では前例のない高低差6mの傾斜地にあるため、特別な安全対策が必要となり、施工難度が高いことから、市内の単独の建築工事業者で対応することが困難であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当する「越谷建設推進協同組合」と特命随意契約を締結するものです。 |

## 随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 種別    | 建設コンサルタント（登録有）  |
| (2) 件名    | （仮称）越谷市道の駅基本計画（素案）改訂業務委託  |
| (3) 場所    | 越谷市全域   |
| (4) 履行期間  | 令和3年3月1日から令和3年3月12日まで   |
| (5) 契約金額  | 814,000 円(税込み)  |
| (6) 受注者   | 株式会社オリエンタルコンサルタンツ<br>埼玉事務所  |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市中央区新中里4-14-17   |
| (8) 概要    | 道の駅基本計画（素案）改訂版作成1式<br>本業務は、「（仮称）越谷市道の駅基本計画（素案）業務委託」および「（仮称）越谷市道の駅事業化検討業務委託」、「（仮称）越谷市道の駅事業者ヒアリング等基礎調査業務委託」において検討された結果及び作業成果を取り入れ、既に作成されている基本計画（素案）が、より具現化に向けた内容とするため（仮称）越谷市道の駅基本計画（素案）の改訂版を作成することを目的としています。作成にあたっては、専門的である道の駅の検討・調査内容を理解する必要があるため、道の駅に関する専門知識や技術、ノウハウを持った業者に委託するものです。  |
| (9) 理由    | 本業務は、平成30年度（仮称）越谷市道の駅基本計画（素案）および令和元年度（仮称）越谷市道の駅事業化検討、令和2年度の（仮称）越谷市道の駅事業者ヒアリング等基礎調査に基づき、道の駅の具現化に向け、これまで実施されてきた調査・検討内容を反映させた（仮称）越谷市道の駅基本計画（素案）の改訂版を作成する業務です。<br>道の駅整備事業については株式会社オリエンタルコンサルタンツが、基礎調査、基本構想、基本計画（素案）に携わっており、改訂版の作成にあたっては上記の既存計画等と整合性を図る上で必須である、成果品に含まれない経過や経緯の認知、また検討・調査で使用した資料データを保有しており、事業全体についても精通していることから（仮称）越谷市道の駅基本計画（素案）改訂業務を適正に遂行できる事業者が、下記の推薦業者のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特命随意契約を締結するものです。 |